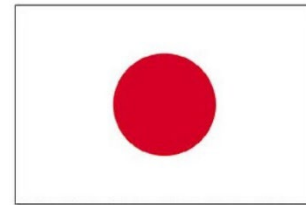


# 英国・日本の相続税



2022年12月

# 英国の相続税



## 1) 英国相続税非課税枠

- \* 英国の相続税 Inheritance Tax (IHT) は、**£325k (Nil Rate Band)** まででは非課税
- \* 子や孫の直系卑属へ家を含む相続をする場合は **£175k (Residential Nil Rate Band)** の非課税枠が追加
- \* **配偶者が全額相続する場合は全額非課税**
- \* 最初の配偶者死亡の一次相続で、生存配偶者が全額相続して £325k (Nil Rate Band) と £175k (Residential Nil Rate Band) を未使用の場合は、その非課税枠を二次相続に引継ぎ可

Band	Nil Rate Band (NRB)	Residential Nil Rate Band (RNRB)	Total for individual	Total for couples (Spouses)
Threshold	£325k	£175k	£500k	£500k x 2 = £1m

## 2-1) 英国相続税率

非課税枠を超えた分に対し40%課税

(例)

相続資産・銀行預金・その他 £600k

£600k - £325k(NRB) = £275k

相続税 £275k x 40% = £110k

子供・孫が住宅を含み相続する場合(住宅非課税枠が追加)

£600k - (£325kNRB + £175kRNRB) = £100k

相続税 £100k x 40% = £40k

## 2-2) 英国相続税率

遺言書で相続資産の課税対象額の10%以上を英国で登録されたチャリティ団体に寄付すると明記した場合は、その分は非課税で、相続税率は40%から36%に軽減

(例)

相続資産、家 £350k + 銀行預金 £250k = 合計 £600k、子・孫が相続

£600k - £500k(NRB + RNRB) = £100k

£100k x 40% = £40k ..... 相続税

チャリティ団体へ課税対象額の10%を寄付 £100k x 10% = £10k

(£100k - £10k) x 36% = £32.4k ..... 相続税

### 3) 潜在的非課税贈与 (PET – Potentially Exempt Transfer)

\* そもそも英国には贈与税は無く、贈与の時点では、誰が誰にいくら贈与しても暫定的に非課税で、それを潜在的非課税贈与 (Potentially Exempt Transfer) と呼ぶ

\* そして、**贈与者が贈与後7年生存するとその贈与の非課税が確定**

\* しかし、贈与者が贈与後7年未満で死亡すると、その贈与は遺産の一部と見做され、遺産の総額が相続税非課税枠を超えると贈与後の経過年数に応じて以下の軽減相続税率が適用となり、受贈者がその分の相続税を支払う

生存年数	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
相続税率	40%	32%	24%	16%	8%	0%



## 4) 住宅の相続・贈与

\* 住宅を生前に贈与後、贈与者本人が引続き居住する場合は、以下の条件を満たす必要有り。

- 1) 適正な賃貸料を新たな所有者に支払う事。
- 2) 必要経費(管理費・光熱費・Council Tax)を支払う事。
- 3) 7年間は居住する事。

分割譲渡で、新たな所有者と同居する場合は賃貸料を支払う必要ない。

贈与者が贈与後7年未満で死亡した場合は、7年ルールに従って経過年数に応じて、軽減税率が適用される。



## 5) 贈与の非課税枠 (Annual Exemption)

- \* ￡3,000以下。(1年のみ繰り越し可)
- \* 知人への￡1,000以下、孫・曾孫への￡2,500以下、子供への￡5,000以下の結婚等のお祝いの贈与。
- \* 通常のクリスマス・誕生日のお祝い
- \* 高齢者・18歳以下の子供への生活費の援助
- \* チャリティ団体・政党への寄付金
- \* ￡250までの贈与(他の非課税枠を未使用の場合)





## 6) Domicileの取扱い

Permanent Legal Home...定住国。(出生国・国籍・税制上の居住国とは異なる概念)

\* 通常は父親のDomicileを引き継ぐ

\* 過去20年間で15年以上英国に居住しているか、又は過去3年以内に英国に定住の為の住居が有る場合、Deemed U.K. Domicileと認められる場合がある。

Domicile Status	課税対象相続資産
UK domiciled	資産の所在地が英国か、海外かを問わず、全世界に有る相続資産が相続税対象 (二重課税防止協定締結国に相続資産が有る場合、協定に基づき課税・非課税、還付等が決まる。)
Non UK domiciled	英国に有る相続資産のみが対象 (海外資産・外貨建て資産・海外年金等は、英国相続税の対象外。)



[Inheritance Tax deemed domicile rules - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk)

## 6) Domicileの取扱い

配偶者間の相続は、全額相続する場合は原則非課税であるが、死亡・生存配偶者のDomicile Statusによって、課税対象になる場合もあり。

死亡配偶者	生存配偶者	配偶者間の相続税
UK domiciled	UK domiciled	全額非課税
Non UK domiciled	UK domiciled	全額非課税
Non UK domiciled	Non UK domiciled	全額非課税
UK domiciled	Non UK domiciled	£325k + (£175k) + £325k = (£825k) 非課税

過去20年間で15年以上英国に居住しているか、又は過去3年以内に英国に定住の為の住居が有る場合、Deemed U.K. domiciled と認められる場合がある。



[Inheritance Tax deemed domicile rules - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk)

## 6) Domicileの取扱い

(参考)

UK ResidentかNon UK Residentかによって、毎年のTax Returnで申告すべき所得の範囲が異なる

UK Resident	原則4月6日から翌年4月5日までの税年度で居住日数が183日以上 (その他自宅・就労期間・扶養家族の有無等の条件有り)	居住期間の英国源泉所得のみならず外国源泉所得も申告・所得税を納付
Non UK Resident	原則4月6日から翌年4月5日までの税年度で居住日数が183日未満 (その他自宅・就労期間・扶養家族の有無等の条件有り)	居住期間の英国源泉所得のみ申告・所得税を納付



[Tax on foreign income: UK residence and tax - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk)

## 6) Domicileの取扱い

(参考)

例え UK Resident で有っても UK Domiciled か Non UK Domiciled によって、外国源泉所得の申告・所得税の納付義務が異なる

UK Residence / Domiciled	父親がUK Domiciled、又は過去20年間で15年以上英国に居住、又はその他の条件	英国居住期間の英国源泉所得のみならず外国源泉所得も申告・所得税を納付
UK Residence / Non UK Domiciled	上記以外	英国居住期間の英国源泉所得のみならず外国源泉所得で£2k未満、又は英国に送金しない外国所得は申告義務無し £2k以上、又は英国に送金する外国所得は申告・所得税を納付

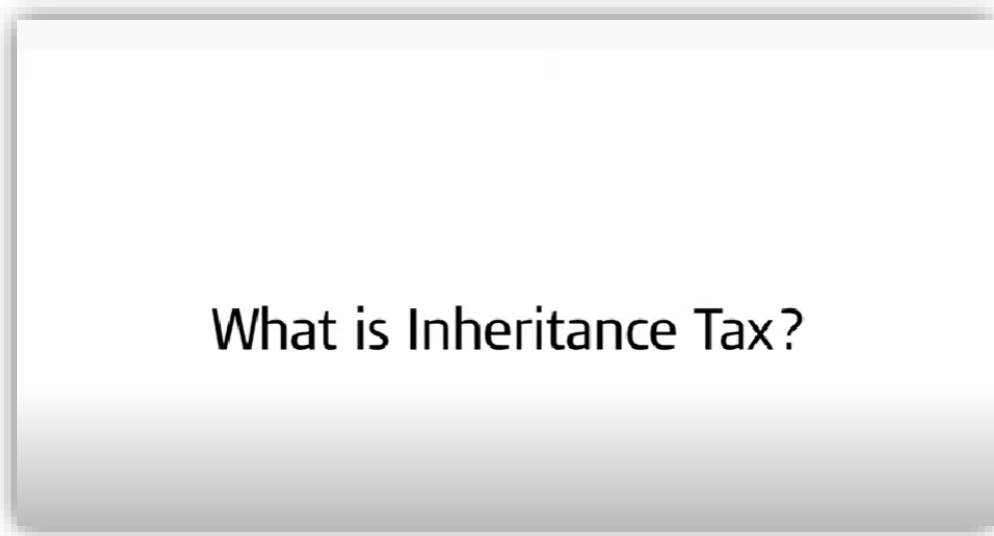


[Tax on foreign income: 'Non-domiciled' residents - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk)

## 7) 相続税の支払い

- \* 英国相続税は、死後6か月以内に納付（10年の分割払いも可能）
- \* その期限に間に合わない場合は、金利を請求される

## 8) 英国相続税に関するYouTube動画

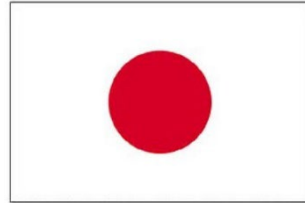


<https://youtu.be/y2Ay2iQa5Xo>



<https://youtu.be/U4lKsyO9Qu0>

# 日本の相続税



## 1) 日本の相続税

相続税の基礎控除(非課税枠)

3千万円 + 6百万円 x 法定相続人数

(例) 法定相続人数が3人の場合

3千万円 + 6百万円 x 3人 = 4千8百万円

相続資産が4千8百万円までは相続税は非課税、その基礎控除(非課税枠)を超えた分に相続税が掛かる



## 2) 日本の相続税

相続税課税対象額	税率	控除額
～1,000万円	10%	0円
1,000万円～3,000万円	15%	50万円
3,000万円～5,000万円	20%	200万円
5,000万円～1億円	30%	700万円
1億円～2億円	40%	1,700万円
2億円～3億円	45%	2,700万円
3億円～6億円	50%	4,200万円
6億円以上	55%	7,200万円

### 3) 日本の相続税

例) 夫婦2人、子供2人で、夫死亡の場合

基礎控除額		3,000万円
法定相続人数の追加基礎控除額	600万円 x 3人 =	1,800万円
基礎控除額合計		4,800万円

相続資産7,000万円の場合

$$\begin{aligned} \text{相続資産} - \text{基礎控除額} &= \text{課税対象額} \\ 7,000\text{万円} - 4,800\text{万円} &= 2,200\text{万円} \end{aligned}$$

(相続資産が相続基礎控除額を超えて相続税が発生する場合)

- 1) 各相続人が法定相続分を受け取ると仮定して、仮の相続税を計算
- 2) その仮の相続税を合計して、各相続人が実際に受け取る相続割合で按分
- 3) 各相続人が実際の相続税を納付(配偶者・障害者・未成年控除有り)

### 3) 日本の相続税

- \* 被相続人の配偶者は、1億6千万円・又は法定相続分のどちらか多い方まで非課税
- \* 相続・遺贈で財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族(両親・子供)及び配偶者で無い場合、相続税が2割加算される  
(例兄弟・姉妹・甥・姪等、但し一親等の代襲相続人は除く)



### 3) 日本の相続税

YouTube 動画



<https://youtu.be/dEP5gGRTMu8>



<https://youtu.be/axMMJJ-ETCA?si=0WajE4u9pILwLKy5>

## 4) 相続・遺贈・贈与の違い

<p>相続</p>	<p>法定相続人のみに相続資産を引き継がせる事          * 遺言書は不要          * 民法の規定により配分。但し法定相続人間で協議</p>
<p>遺贈</p>	<p>法定相続人、及び・又は法定相続人以外の人・法人・団体を含み、遺言書により相続資産を引き継がせる事          * 法的に有効な遺言書が必要          * 法定相続人以外の人<sup>が</sup>遺贈を受けると、相続税2割加算          * 法定相続人以外の人<sup>が</sup>不動産の遺贈を受けると、不動産取得税が掛かったり、登録免許税が高くなったりする</p>
<p>贈与</p>	<p>生存中に他の誰かに資産を無償譲渡する事          * 暦年課税(1月1日から12月31日まで)は毎年110万円まで非課税          * 2024年から生前贈与加算が3年から7年に延長          * 相続時精算課税は暦年で110万円/年と通算で2,500万円まで非課税、それを超えた分は20%納税し、相続時に精算</p>

## 5) 2024年日本の贈与税の改正

	2023年12月31日まで	2024年1月1日以降
暦年課税非課税枠	110万円/年	110万円/年
生前贈与加算	被相続人の生前3年	被相続人の生前7年
相続時精算課税非課税枠	通算2,500万円	110万円/年+通算2,500万円

- \* より早く若い世代への財産の譲渡を促し、経済の活性化を目指す
- \* 2024年から生前贈与加算が3年から7年へ段階的に延長
- \* 過去4年前から7年前の分は100万円まで非課税
- \* 2024年から相続時精算課税の通算2,500万円の非課税枠に毎年110万円/年の非課税枠を追加

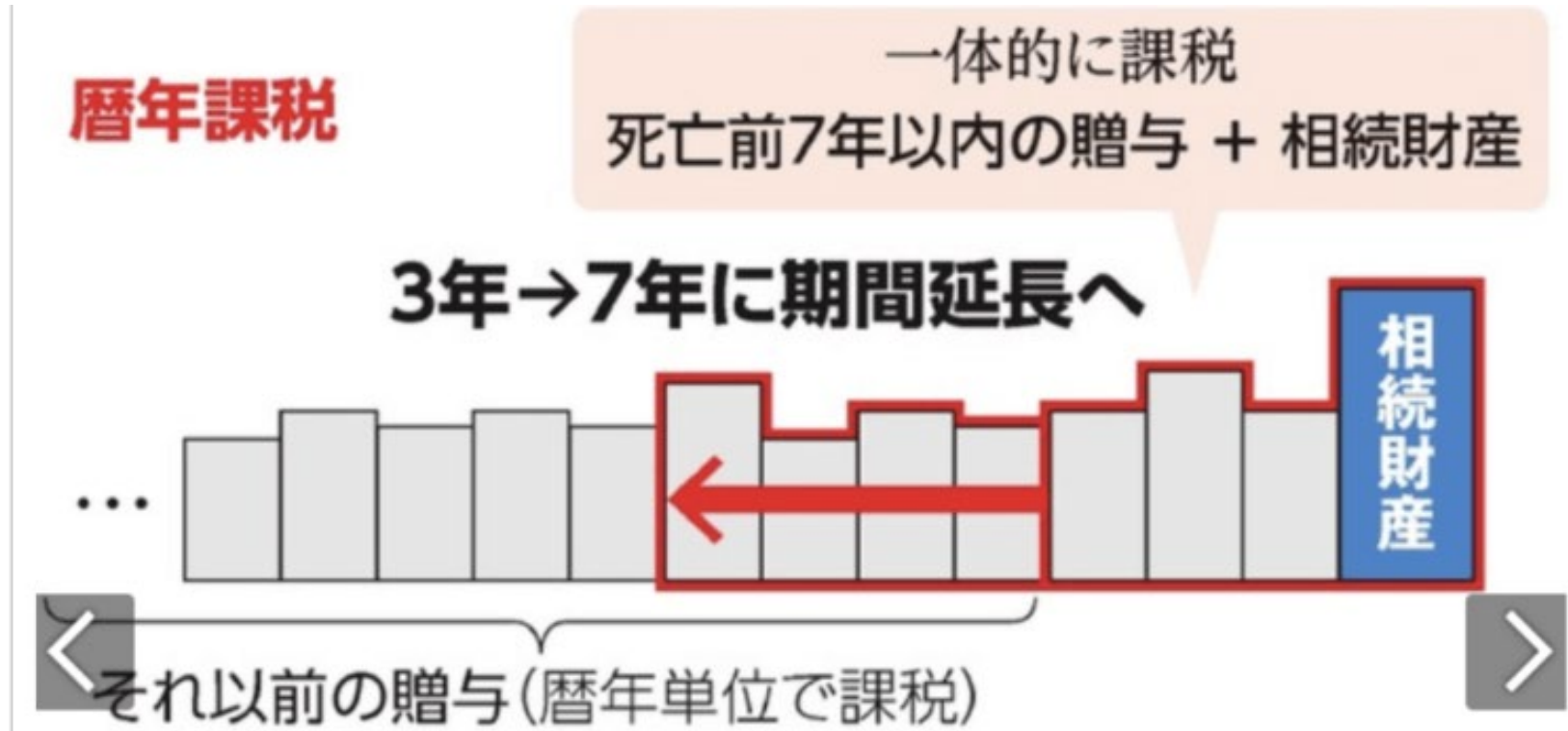


<https://youtu.be/B1D83Umkgc4?si=7nQ1EtMrHTA48BjQ>



[https://youtu.be/ZgtCGC\\_1H3A?si=hEXozkMIzHjDztFk](https://youtu.be/ZgtCGC_1H3A?si=hEXozkMIzHjDztFk)

## 5) 2024年日本の贈与税の改正



\* 暦年課税制度での生前贈与加算が死亡前3年から7年に延長。過去7年分の暦年贈与を相続財産に加算して相続税を計算(駆け込み贈与による相続税の回避の防止)

## 6) 世界主要国の贈与税の比較

	英国	日本	アメリカ	ドイツ	フランス
納税義務者	—	受贈者	贈与者	受贈者	受贈者
基礎控除	—	110万円/年	約US\$11m/生涯	€500k(配偶者) €400k(子)	約80k(配偶者) 約€100k(子)
税率	—	10%～55%	18%～40%	7%～30%	5%～45%
生前贈与加算	過去7年分  (贈与者が贈与後7年以内に死亡した場合、相続資産へ加算され、受贈者が相続税を支払う)	過去7年分  (2023年までは過去3年分、2024年から過去7年分に段階的に延長)	過去全て	過去10年分	過去15年分



## 7) 世界主要国の相続税の比較

	英国	日本	アメリカ	ドイツ	フランス
基礎控除	£325k + £175k = £500k	3千万円 + 6百万円 x 法定相続人数	約US\$11m	剰余調整分 + €756k(配偶者) €400k(子)	
税率	40%	10%~55%	18%~40%	7%~30%	5%~45%
配偶者控除	全額 (配偶者が全額相 続する場合)	1億6千万円 又は法定相続分	全額	剰余調整分 + €756k	全額
生前贈与加算	過去7年分	過去7年分 (2024年から過去3 年分から過去7年 分に延長)	一生涯	過去10年分	過去15年分

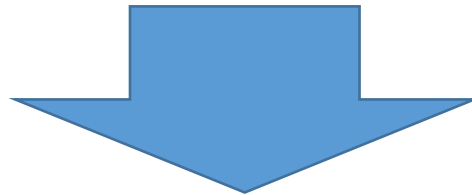
## 8) 国際相続

国際相続 ..... 相続資産又は相続関係者が2か国以上に有ること

(例)

\* 相続資産(不動産や金融資産等)が英国と日本の両方に有る

\* 被相続人(亡くなられた人)が英国在住で、相続する人(例えば子供)が日本在住、又はその逆



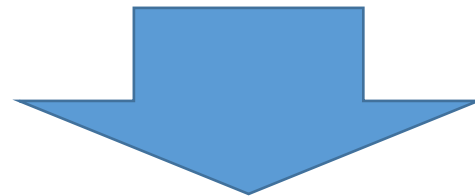
国によって相続税が有ったり無かったり、非課税枠・税率が違ったりする為、  
両方の国の相続税に詳しい税務専門家に相談する事をお勧め

## 8) 国際相続

そもそも相続税の無い国

中国・香港・シンガポール・マレーシア・インド・オーストラリア・ニュージーランド・スウェーデン・ノルウェー・ポルトガル・カナダ等

懸念事項：格差社会・二重課税・富裕者の海外逃避・資産の海外移転



キャピタルフライト  
(資本逃避)

## 8) 国際相続

### 日本の相続税10年ルール

- \* そもそも日本に有る相続資産は、被相続人・相続人の居住国に拘わらず日本の相続税の対象
- \* 海外に有る相続資産は、被相続人・相続人の両方が過去10年間日本に住所があったか無かったかによって、日本の相続税の対象か否かが異なる

被相続人・相続人の海外 居住期間(日本非居住者)	10年未満	10年以上
日本の相続税対象範囲	日本・海外の相続資産の 両方	日本の相続資産のみ (海外の相続資産は日本の相続税 の対象外)



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4138.htm>

## 8) 国際相続



[https://youtu.be/8z\\_GdMFgCxY](https://youtu.be/8z_GdMFgCxY)



<https://youtu.be/lqQiTBwifVI>

## 9) 英国と日本の相続税比較

	英国の相続税	日本の相続税
相続税対象資産	(英国の税務上の居住者) 国内・海外の両方の資産  (被相続人・相続人のDomicile Statusに拠る)	(日本の税務上の居住者) 国内・海外の両方の資産  (被相続人・相続人の過去10年間に日本に住所があったか否か10年ルールに拠る)
基礎控除 (非課税枠)	£325k(NRB) + £175k(RNRB) = £500k (一次相続で未使用の場合は 二次相続に引継ぎ可) £500k + £500k = £1m	3千万円 + 6百万円 x 法定相続人数
配偶者控除	配偶者が遺産を全額相続する場合は 全額非課税	1億6千万円、又は配偶者の法定相続 分のどちらか多い方
相続税率	40%	10% ~ 55%(税額控除有り)

## 9) 英国と日本の相続税比較

	英国の相続税	日本の相続税
相続税納付期限	被相続人死亡後6カ月以内	被相続人死亡後10カ月以内
相続手続き	<p>相続税は前払い</p> <p>相続執行人が遺言書が有ればそれを検認(Probate)後、又は遺言書が無ければ法律に基づいて相続税を申告・納税後遺産相続を執行</p>	<p>相続税は後払い</p> <p>法定相続人が遺産分割協議を行い、協議書に署名後相続を執行</p> <p>相続人はその後相続税を申告・納税</p>
外国税額控除 (Foreign Tax Credit Relief)	<p>外国の遺産に対してその源泉地国で支払った相続税は居住地国でその分が控除される場合有り (詳しくは<a href="#">こちら</a>)</p>	

## 10) 相続税対策

### 1) 自身の資産の把握

先ずは、ご自身・配偶者名義の資産が今現在どこに何が有るかを把握  
(英国・日本の不動産・銀行預金・投資資産・私的・企業年金・美術品・宝飾品・車・負債等)

### 2) 自身の遺産分割案

自身が亡くなった場合、遺産を誰にどの様に分割したいか自分の考えを纏める

### 3) 相続税の試算

英国・日本の資産が自身が亡くなった場合、英国・日本で相続税が掛かるか掛からないか把握

### 4) 生前贈与の検討

もし相続税が掛かる場合、資産を共有名義にしたり、生前贈与を検討(贈与税も調査)

### 5) 遺言書の作成

最終的にご自身・配偶者の遺言書を作成



## 11) 出国税

\* 日本の居住者が海外に移住する際、一億円以上の株式・投資信託等の金融資産（不動産・預貯金を除く）を所有している場合、その含み益に対して課税される所得税

### 国外転出時課税の所得税（出国税）

- \* 日本の国際空港から出国する際にかかる出国税 ¥ 1,000とは異なる
- \* 相続・贈与・譲渡所得等で課税逃れ（資本逃避・Capital Flight）を抑制する為、平成27年・2015年創設された新税で、所得税の一つ
- \* 過去10年以内に日本国内に5年以上居住しているひと
- \* 国外に転出する際、その対象資産の含み益を確定申告し、所得税を納付
- \* 相続・贈与等により非居住者にその資産が移転された場合も適用



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kokugai/01.htm>

# 11) 出国税

## 国外転出される方へ

国外転出をする時に、  
1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、  
所得税の確定申告等の手続が必要となります。



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kokugai/pdf/01.pdf>

1億円以上の有価証券等を所有等している方が**国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合**も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となりますので、裏面4をご覧ください。

平成27年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設されたことにより、平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が**1億円以上の有価証券等**（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合は、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書<sup>①</sup>を所轄税務署に提出するなどの手続が必須**となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書 [http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/anna/shinkoku/pdf/h28/08.pdf] は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

### 国外転出時課税の対象者

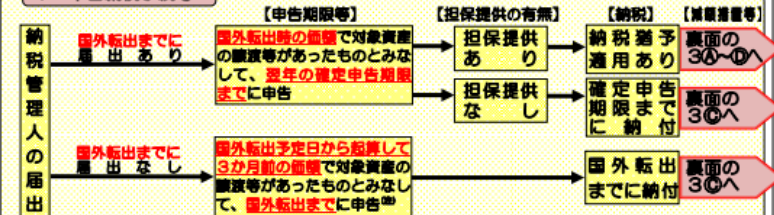
国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が**1億円以上**であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に**5年を超えて**住所又は居所を有していること。

### 対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

### 1 申告納税手続等



② 国外転出後に納税管理人の届出をし、申告をするときは、国外転出時の価額で対象資産の含み益について譲渡所得等の申告をする必要があります。この場合には、原則として納税猶予の適用はありません。

# 以 上

ここに掲載した情報は、2022年12月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。